

山梨県公報

号外第九十号

平成二十一年

十二月十五日

火 曜 日

目次

告 示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示を廃止する告示

企 業 局

山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程

告 示

山梨県告示第三百八十八号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示を廃止する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示を廃止する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示(平成十六年山梨県告示第四百四十四号)は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

企 業 局

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年十二月十五日

山梨県公営企業管理者 進 藤 一 徳

山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程(昭和四十年山梨県企業局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表発電総合制御所において発電所の監視及び制御の業務に従事する職員の項中、「六十時間」を「百五十五時間」に改め、同表早川職員合宿所において調理業務に従事する職員の項中、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番